



健康関連取引適正事業団

1. 関係機関の定期巡回、来団又は、参加 実績

(2024年 1月 5日 ～ 12月25日)

- 定期巡回には、「消費者諸問題全般に対する代表者の権限委任書」の写しを持参し、提出しております。
- 関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）並びに、都道府県下の消費生活センター
- 参加実績については、健取団の取り組み自体を明示しております。

巡回年月日	関係機関先	摘要
2024年		
2月14日（水）	主催：愛知県警察本部 愛知県警察本部 サイバー犯罪対策課 後援：愛知県防犯協会連合会	・14：00～16：30 ウイंकあいち1203会議室 （名古屋市中村区名駅4-4-38） 第一部 サイバー犯罪の現状と対策 課長（警視正）松本淳平氏 第二部 心理学的サーバー防犯について 人間環境大学 助教 皿谷陽子氏 第三部 企業を襲うサーバー攻撃の最新手法 と被害の実例、その対策 NTTデータ 新井悠氏
5月13日（月）	愛知県 県民生活課	10：00～ 定期巡回 （1回の情報提供は県内で活動の会員3社） （株）サンアティラン、（株）Time is life、 （有）フォーエバー
7月17日（水）	大阪府消費生活センター （消費者行政担当課を兼ねる）	定期巡回 （府内で活動している全会員の情報提供）
7月17日（水）	大阪市消費者センター	担当者不在のため、名刺のみを手渡し （事前のアポイント無し）
7月17日（水）	大阪府警察本部 生活経済課	定期巡回 （情報交換及び、近況報告等）
9月10日（火） 14：00～	消費者庁主催 消費者庁 表示対策課	令和5年 改正景品表示法等説明会 於：名古屋栄ビルディング12F 特別会議室
10月21日（月）	主催： 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 三重県農林水産部 流通課	13：30～15：45 会場（三重県庁）又は、オンライン参加 1. 機能性表示食品の概要および制度改正について 2. 景品表示法について

巡 回 年 月 日	関 係 機 関 先	摘 要
10月23(水)	三重県 くらし・交通安全課	定期巡回 (県内で活動している全会員9社の情報提供)
10月23日(水)	三重県警察本部 生活環境課	定期巡回 (情報交換及び、近況報告等)
10月29日(火)	愛知県 県民生活課	10:00～ 定期巡回 (1回の情報提供は県内で活動の会員3社) (株)JKS、(株)ディステック、(株)ツインクル
11月 1日(金) ～ 公開	東京都 取引指導課 配信期間：11月1日(金曜日)～ 12月26日(木曜日)まで 【全コース共通】	令和6年度「事業者向けコンプライアンス 講習会」WEB配信限定 Aコース 特定商取引法(訪問販売・電話勧誘 販売・特定継続的役務提供編)＝法令・違反 事例、事前質問等の解説／約120分 Bコース 特定商取引法(通信販売編)・東京 都消費生活条例＝東京都消費生活条例の解 説／約15分 Cコース 景品表示法・業界団体の参考事例＝ 業界団体の参考事例／約45分 Dコース ネット広告総合・医薬品医療機器等 法(薬機法)＝医薬品医療機器等法(薬機法) の解説／約45分
12月12日(木) 公開	大阪府 大阪府消費生活センター 配信期間：12月12日(木)	令和6年度「事業者向けコンプライアンス (特定商取引法)講習会」 オンライン会議システム(Webex)

●本書を以て、2024年を最終とし、12月25日以降は2025年に移行する。



2. 関係機関の定期巡回、来団又は、参加 予 定

(2024年 1月 5日 ～ 12月25日)

- 定期巡回には、「消費者諸問題全般に対する代表者の権限委任書」の写しを持参し、提出しております。
- 関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）並びに、都道府県下の消費生活センター
- 参加実績については、健取団の取り組み自体を明示しております。

巡 回 年 月 日	関 係 機 関 先	摘 要
2025年		
1月30日（木）	主催：愛知県、愛知県県民生活課 後援：消費者庁	第4回 優良事業者育成セミナー オンライン会議システム（Zoom） 基調講演 消費者関連の法令と事例紹介 ア 特定商取引法、景品表示法、消費者契約法などの基礎知識 イ 適格消費者団体の申入れ事例紹介
2月以降	愛知県 県民生活課	定期巡回 （1回の情報提供は県内で活動の会員3社）
3月以降	大阪府消費生活センター （消費者行政担当課を兼ねる）	定期巡回 （府内で活動している全会員の情報提供）

●本書を以て、2024年を最終とし、12月25日以降は2025年に移行する。

3. 定期的な関係機関へのお知らせ又は、公的な通知 通知済又は、通知予定

(会員企業の販売市場先を管轄する関係機関へお知らせなどを送付)

●関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）、都道府県下の主な消費生活センター
並びに、政令指定都市の消費生活センター

送付年月日（予定含）	関 係 機 関 先	摘 要
2024年		
2月 1日～ 20日 送付済	㈱Obligéの新規加入に伴う 販売活動のお知らせ 東北地方、関東地方の主な 消費生活センター	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形 県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉 県、群馬県、栃木県、茨城県の14道都県
2月 1日～ 20日 送付済	㈱Obligéの新規加入に伴う 販売活動のお知らせ 東北地方、関東地方の主な 警察本部 生活経済課、生活環境課、他	秋田県、福島県、埼玉県、茨城県の4県
FAX送付済 4月10日 送付済	全国の47都道府県 全域の主な消費者行政及び、 消費生活センター（消費者行政担当課） 他 健取団消通 K24-112号～117号	北海道・東北地方、関東地方、北陸・甲信越地方 東海地方、関西地方、中国地方、四国地方、 九州・沖縄地方（山口県含む）の47都道府県 7地方地区に分割して送付
郵便送付済 5月中頃～ 6月末	全国の47都道府県 警察本部（警視庁含む） 生活経済課、生活環境課、生活保安課、 他 健取団消通 K24-103号～111号	北海道・東北地方、関東地方、北陸・甲信越地方 東海地方、関西地方、中国地方、四国地方、 九州・沖縄地方（山口県含む）の47都道府県

●本書を以て、2024年を最終とし、12月25日以降は2025年に移行する。